

労使協定による時間外・休日労働

- (1) 使用者は、**労使協定**をし、これを行政官庁（所轄労働基準監督署長。以下同じ。）に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間又は第 35 条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、**坑内労働**その他厚生労働省令で定める**健康上特に有害な業務**の労働時間の延長は、**1日について2時間**を超えてはならない。
- (2) 厚生労働大臣は、**労働時間の延長**を適正なものとするため、(1) の協定で定める**労働時間の延長の限度**、当該**労働時間の延長に係る割増賃金の率**その他の必要な事項について、**労働者の福祉、時間外労働の動向**その他の事情を考慮して**基準**を定めることができる。
- (3) (1) の協定をする**使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者**は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が(2)の**基準に適合した**ものとなるようにしなければならない。
- (4) 行政官庁は、(2)の基準に関し、(1)の協定をする**使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者**に対し、必要な**助言及び指導**を行うことができる。
- (5) (1) の協定において協定すべき事項は、以下のとおりである。
 - ① 時間外又は休日の労働をさせる必要のある**具体的事由**
 - ② **業務の種類**
 - ③ **労働者の数**
 - ④ **1日及び1日を超える一定の期間**についての延長することができる時間又は労働させることができる**休日**
 - ⑤ 有効期間の定め（労働協約による場合を除く。）